
第 2 9 1 号

2024年3月26日

日本気象学会

関西支部 ニ ュ ー ス

- 関西支部第36期役員選挙の告示
- メールアドレス登録のお願い
- 住所変更届のお願い

〒 540-0008

大阪府中央区大手前4丁目 1-76

大阪合同庁舎第4号館

大阪管区气象台内

日本気象学会関西支部

振替 00980-5-18318

TEL (06) 6949-6308

ホームページ：

<http://kansai.metsoc.jp/>

E-mail：

kansai-info@metsoc.jp

(注：メールアドレスはスパム対策のため全角で記しています。メール送信の際は半角で入力してください。)

日本気象学会関西支部第36期役員選挙の告示

日本気象学会関西支部規約（第9条）及び日本気象学会関西支部役員選挙細則に基づき、次期役員を選挙を以下の要領で実施する。

日本気象学会関西支部選挙管理委員会

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区气象台地域防災推進課内（電話06-6949-6308）

（委員）藤原 義寿、瀬川 知則

(1) 選出する役員数

常任理事 7名、地区理事 6名（近畿・中国・四国 各2名）、会計監査 1名

(2) 立候補の届出

ア. 立候補の資格・・・2024年4月10日現在で関西支部の個人会員である者。

イ. 届出の手続き・・・立候補もしくは候補者を推薦する者は、選挙管理委員会に届出用紙を請求し、必要事項をのれなく記載の上、同委員会に提出すること（郵送可）。

ウ. 届出の期間・・・2024年4月1日（月）から4月10日（水）までに届けること（必着）。

エ. 届出の宛先・・・〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館 大阪管区气象台気象防災部気付

日本気象学会関西支部選挙管理委員会

- オ. 立候補者の資格審査・・・立候補届出期間終了後、速やかに行う。
- カ. 立候補者名簿の記載順序・・・立候補者資格審査合格者について、選挙管理委員会が抽選により定める。
- キ. 立候補受付状況の公開・・・立候補届出者の氏名は、関西支部事務局および選挙管理委員会に随時照会することができる。

③投票

- ア. 投票の実施・・・立候補者がそれぞれの役員の定数を超えた場合に実施する。立候補者がそれぞれの役員の定数内の場合は無投票当選とする。
- イ. 有権者資格・・・2024年4月10日現在で関西支部の個人会員である者。
- ウ. 選挙公報および投票用紙・・・選挙公報（立候補者名簿等を含む）と投票用紙は、全有権者に郵送する。これが2024年4月30日（火）までに届かない有権者は直ちに選挙管理委員会に申し出ること。
- エ. 投票期日・・・2024年5月15日（水）までに選挙管理委員会に持参または郵送すること（郵送の場合は2024年5月15日以前の消印のあるものを有効とする）。
- オ. 投票方法・・・無記名文書投票。投票方法の詳細は投票用紙とともに郵送する。

④開票および結果の公表

- ア. 開票期日・・・開票は2024年5月20日（月）に大阪管区気象台内にて行う。有権者はこの開票に立ち合うことができる。
- イ. 当選者の決定・・・選挙細則第5条の定めによる。
- ウ. 結果の公表・・・結果は、当日学会関西支部事務局（大阪管区気象台）に掲示、かつ関西支部ホームページに掲載する。

日本気象学会関西支部役員選挙細則

1. 理事および会計監査（以下、役員）は、会員による選挙で、自薦立候補者と会員2名以上の推薦による立候補者（以下、両者を立候補者とする）の中から選出する。
2. 常任理事および会計監査への立候補者の資格は、近畿地区（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫各府県）に在住の会員とする。
3. 地区に属する府県、および各地区から選任する地区理事の定数は次のとおりとする。

近畿地区（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫各府県）	2名
中国地区（鳥取、岡山、島根、広島各県）	2名
四国地区（香川、徳島、愛媛、高知各県）	2名
4. 選挙は、無記名連記の文書投票による。連記する数は、役員の定数とする。但し、立候補者が定数内の場合は無投票当選とする。
5. 役員の当選は、常任理事と会計監査にあつては有効得票数の多い順、地区理事にあつては各地区毎に有効得票数の多い順によって定める。ただし、得票数が有権者総数の10分の1に満たない立候補者は、役員となれない。
6. 役員が、該当する地区の外に異動した時は失格とする。
7. 役員が、特別の事情により辞任を申し出た場合は、その任期中においても、常任理事会の議決により、解任することができる。
8. 役員に欠員が生じた場合は、次点者を後任役員とする。次点者がいない場合は、支部長は該当する地区の会員から、後任役員を推薦することができる。支部長が推薦した後任役員は理事会で承認されるまでの間、役員に準じて職務を行うことができる。後任役員の任期は、前任者の残り期間とする。
9. 立候補者あるいは推薦者は投票締切日の25日前までに、立候補者名、立候補する役員名を記入して、書面により選挙管理委員会に提出しなければならない。
10. 選挙に際してはその都度選挙管理委員を若干名おく。委員は会員の中から支部長が任命する。
11. 立候補者は、選挙管理委員となることはできない。
12. 選挙管理委員会は、支部規約および本細則に従い、以下の任務を行う。
 - 選挙の告示、役員立候補者の受付と発表、投票の実施、開票と結果の発表

